

第24回寝屋川市障害者長期計画推進委員会 要旨

日 時 平成23年7月29日 14:00～16:10

場 所 市立保健福祉センター5階会議室1・2

出席委員 赤木委員 大澤委員 小澤委員 岸谷委員 北野委員長 朽見委員 菅原委員
西山委員 馬場委員 平山委員 榊田副委員長 向井委員 山村委員（名簿順）
[助言者] 江口さん 大西さん 芝田さん（田中さんが代理で出席） 富田さん
村井さん 森下さん（名簿順）

欠席委員 仲井委員 飛山委員（名簿順）

1 開会あいさつ（松岡保健福祉部部長）

本日はお忙しいなかご出席を賜り感謝する。また、日頃は本市市政の推進、とりわけ障害者福祉行政に格別なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げる。

本市では第2次障害者長期計画・第2期障害福祉計画に基づき、障害者施策を推進しているが、第2期福祉計画は最終年度を迎えたため、平成24～26年度を期間とする第3期福祉計画を策定する。昨年12月に障害者自立支援法の一部改正法が成立した。改正内容は相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した支援の充実など多岐に渡っており、第3期福祉計画に反映させる必要がある。また、国は（仮称）障害者総合福祉法を平成25年8月までに施行する方針であり、計画策定にあたってこうした動向をふまえた対応が求められる。

委員・助言者のみなさまに活発にご議論いただき、より良い計画の策定にお力添えを賜るよう、ご協力をお願いします。

2 委員紹介

（委嘱状は委員の席上に配付、委員・助言者・事務局・手話通訳者を紹介）

会議成立および傍聴の報告、資料の確認

3 新委員長、新副委員長選出

（事務局一任により、北野委員長、榊田副委員長を提案し、拍手で承認）

4 新委員長、新副委員長あいさつ

（榊田副委員長）

北野委員長を補佐するようなおこがましいことはできないが、頑張りたいと思う。

（北野委員長）

先ほど副委員長に母親の健康に関して相談していたが、なんでも相談できる副委員長がいてくださるのはありがたい。よろしくをお願いします。

国の動向を説明するよう事務局から依頼された。先日、他市でも頼まれたので「どういう話が聞きたいのか」と訊くと「なんでもよいので情報がほしい」と言われた。それだけ状況が錯綜しており、厚生労働省の思惑が見えにくい。障害者団体等の思いも前面に出てきているので調整が難しい状況で、何を話せばよいかも難しい。つまり、厚生労働省、障害者団体、事業者、自治体の思惑が複雑に入り組んでいるというのが、障害者総合福祉法の展望の全体像である。

8月末に骨格案を出す、この1か月間に何が起こるかは予断を許さない状況であり、私は起草委員として四者の意見を調整する役割を担っているが、うまくいくかどうかは心許ない。両論併記にすると意味がないので、それはしないが、どちらにでも解釈できる玉虫色の骨格案を出さざるを得なくなる可能性もある。例えば、利用者負担について、応能負担を貫くべきだと

言う委員と、全額無料にすべきだと言う委員がぶつかっているが、私に言わせればどちらも正しい。「なりたくて障害者になったわけではないので、費用は社会がもつべきだ」という考え方は、原則としては間違っていないが、病気にもなりたくてなるわけではないのに3割負担をしている、ということとのバランスの問題も出てくるので、「社会の理解を得るためには、応能負担すべきだ」という意見にも一理ある。すべての問題がそうであり、バランスを考えなければ、法律としては成立しない。原則として正しいことがすべて貫ければ苦労はないが、限られた財源を、障害者にとって有効かつ公正に活用し、障害のある人が社会のなかであたりまえに生活するための論理を展開するよう、議論を行っている。

総合福祉法では、支給決定のしくみについても議論されている。障害者の本音は「生活に必要なサービスの質と量を保障すべき」ということだが、総体として必要なサービスの予算を勝ち取れる論理が必要であり、医療、介護やさまざまな福祉サービスを求める人がいるなかで、かなり苦しんでいる。現在は、国が障害程度区分に応じてサービス支給量の要件を定めているが、私たちは市町村ごとにガイドラインを設け、当事者と行政が協議・調整を行うモデルを提起している。しかし、厚生労働省は真っ向から対立している。市町村ごとの格差を生まないガイドラインができるのか、ガイドラインに沿って調整できるソーシャルワーカーが市町村にいるのか、というのが厚生労働省の論理だが、障害程度区分が明確にあるのは日本とすべて介護保険のドイツだけで、イギリス、アメリカ、カナダ、スウェーデンなどは協議調整モデルでやっているのだから、これでよいのではないかと主張している。国の意見も間違いではないが、いつまでもコンピュータに頼るままでよいのか、人間と人間が話しあって決めるしくみにすべきではないか、問題提起している。そのため、国がモデル的なガイドラインを示すという折衷案になる可能性もある。

私たちは意見具申をするだけで、それを改革推進会議を通じて民主党の改革推進本部が厚生労働省と議論し、厚生労働省が法案をつくるというしくみなので、実際にどういう法案が出てくるかは見えない。8月末にどのような意見具申をするかも流動的である。

一方、つなぎ法案に関する事項は一定の方向性が出されており、障害福祉計画についても数値目標などの指針が出されている。また、すべてのサービス利用者にサービス利用計画を立てるよう、3年以内に相談支援事業者を育成することも示されている。児童についてもドラステックなしくみの変更が打ち出されているが、財源は一般財源である。そのため、事業内容や人員体制についても国は画一的な基準は設けず、市町村の裁量としている。総合福祉法も、絵描きはすばらしくても、お金の問題は抜きだとしんどいと思う。唯一、サービス利用計画は個別給付としてお金が出るが、1人の相談支援員が100ケース以上を持たなければ成り立たない単価である。

次回の委員会では、総合福祉法の法案の状況についてご報告できるのではないかと思います。今この話でどうしても確認したいことなどがあれば、質問を受ける。

(朽見委員)

児童福祉法の改正案に「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」が盛り込まれている。寝屋川市にはあかつき・ひばり園があるが、発達支援センターになると現在の療育施設はどうかたちになるのか（例えば、発達支援センターと発達支援事業と一緒にできるのか）。また、発達支援事業は10名以上と小規模だが、保育所への併設なども考えられているのか。

(北野委員長)

発達支援センターについて、国は三障害に対応できるセンターをイメージしていたと思うが、これまでの肢体不自由児の通園施設なども単独でセンターになれると解釈できる。また、発達支援事業は、現在の児童デイサービスはみなしで認められることになっており、人数、専門性や保育所巡回相談などの事業の要件を満たせば（ネットワークで実施するよう、ワンストップでつなぐ方法でもよい）発達支援センターになることも可能である。寝屋川市では、あかつき・ひばり園が発達支援センターになるのは間違いないと思うが、発達支援事業なども含めた全

体像をどう描いていくかは、第3期計画の大きな柱になると思う。全体像について、朽見委員のイメージはあるか。

(朽見委員)

特別支援教育が始まる時、支援学校がセンターになって地域の学校を巡回し、相談を受けて支援するかたちになったので、発達支援センターも同じように考えられているのではないと思うが、現在、あかつき・ひばり園に在籍している子どもがどうなるかが、よくわからない。専門職の人たちが地域に出て行くためには、通園の定員は縮小されるのではないか。医療の発達によってかなり重い障害のある子どもも頑張っているが、そういう子どもたちが行き場をなくしてしまわないかと懸念する。その意味で、発達支援センターと発達支援事業を同時に運営することはできるのか。

(北野委員長)

保育所巡回相談などの事業の報酬が、どの程度に設定されるかによると思う。一定以上の単価であれば人員を補充できるが、単価は施行される年度の予算が決まらなければ見えてこない。予測して人員を配置し、手薄にならないようにしないといけない。

(山村委員)

障害者の定義が「機能障害と環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活または社会生活に制限を受ける者」とされているのは、新しいモデルだと考えるが、この定義についても、厚生労働省が反発しているということはないのか。

また、移動支援に関して、重度視覚障害者の同行援護が10月から始まるが、視力障害者との障害者の間で軋轢が起こらないかを懸念している。これが突破口となって、他の障害者にも広がるという動向はないか。

(北野委員長)

障害者の定義は大事な点だが、先日の総合福祉部会で、「身体または精神的な機能障害」と表現することで知的障害を省いてよいのか、感覚障害を入れなくてよいのか、という意見が出され、議論が戻ってしまった。列挙すると漏れる人が出てくるので「機能障害」と表現したかったのだが、「機能障害」だとどうしても身体障害のイメージが伴ってしまうので「身体または精神的な機能障害」としたが、堂々巡りになっている。しかし、支援が必要な人が漏れないよう、機能障害だけでなく、環境との問題による困難がある人も含めたいと思っている。また、病気が進行している人を含めるかどうかも議論になった。大阪市は診断から6か月を超えないと手帳を出さないが、大阪府は退院しなければならない4か月ぐらいで出している。進行している間でも本当に困っている人はいるので、期間の定義は入っていない。このように、できるだけサービスの谷間を生まないように、努力はしている。

移動支援について、国は、重度の知的障害は行動援護、重度の身体障害者は重度訪問介護で移動支援が受けられるので、同行援護が始まればすべて揃ったと思っている。これは、私たちが総合福祉法では移動支援を個別給付化しようとしているイメージとはかなりの齟齬があるので、本当に必要な人は支援できるしくみにするよう、検討している。

他にもいろいろご意見があると思いますが、本日は審議すべき案件が3つあるので、一挙に説明してもらったうえで質問や意見をいただきたい。

5 案件審議

(1) 第3期福祉計画の策定方針

(2) 障害者長期計画、障害福祉計画の進捗状況について

(3) 障害福祉サービス等に関するニーズ調査アンケートについて

(事務局 資料に基づき説明)

[補足事項]

・計画策定のスケジュールについて、国の流れをみると11月の第3回推進委員会で計画素案を

確定できるかどうかは厳しい状況もあるため、1～2月にもう1回開催する可能性がある。

- ・長期計画の進捗状況について、関係機関・団体等のワークシートはこれからお願いするので、「計画の達成状況と課題」は、今後さらに詰めていく。
- ・障害福祉計画の実績について、特に福祉施設からの一般就労は目標をかなり下回っており、就労に結びつけるしくみづくりが大きな課題である。あわせて、新たに実施する同行援護、相談支援のしくみづくり、精神障害者の地域移行のしくみづくり、障害児支援と発達障害への対応、虐待防止、防災対策など、しっかり議論して詰めていくべき課題は多い。
- ・ニーズ調査は、障害福祉サービス等の支給決定を受けている人全員と、それ以外の手帳所持者を対象として、調査票を一部変えて実施する。本委員会でご承認いただければ、8月中旬に発送する予定である。

(北野委員長)

一気に説明してもらったが、事前に読んできてもらったものとして、意見をいただきたい。

(岸谷委員)

災害に関する障害者の問題について、東日本大震災に関連していろいろな意見が出てきているが、実際に地域で住んでいると、日常から非常に大きな問題だと感じている。前回の委員会でもお願いしたが、本人と母親の二人暮らしでは、災害が起きても本人を抱えて外に出ることもできないので、近くに避難場所があっても、そこまで行く力がない。地域がいちばん大事なので自治会にも支援を呼びかけているが、なかなか動きがない。市も調査を行っているが、なかなかすすまない現状では安心して生活することができないので、進捗状況は、常時、団体や個人に知らせてほしい。

(北野委員長)

ニーズ調査の間18-②で、個人の情報を地域に提供するかどうかを訊いている。非常に難しい問題だが、「わからない」という選択肢を設けると中途半端なデータになってしまうので、「きちんと管理すれば情報を出してもよい」のか、「どんなことがあっても出したくない」のかを明確にして、圧倒的に多くの人が「出してもよい」と答えた場合は、しくみとして考えていく必要があると思う。地震のときなどは行政も助けに行けないので、地域住民以外では支援できない。特に精神障害などでは、嫌な思いをすることが多いので情報を開示したくないという思いがあり、他方で、身体障害の人などは、どうやって移動するという問題などもある。こうしたこともふまえて、リアリティのある議論をすべきときに来ていると思う。

(事務局)

東日本大震災が起こって、災害に対する市民の関心が高まっているなかで、避難や支援の態勢づくりは、寝屋川市に限らず大きなテーマになっている。寝屋川市では危機管理室で要援護者リストを作成し、有効に活用する方向で取り組みをすすめている。同意書をいただいた方の名簿は9月をめどに集約しており、必要に応じて守秘義務の宣誓書などもいただきながら、自主防災組織や民生委員などをはじめとして地域で要援護者を把握し、安否確認や避難誘導などに活用するよう、議論している。

(岸谷委員)

このような基本的なことをきちんとしてもらえれば、障害者や高齢者は安心して地域で生活することができる。社協にもいろいろな面で協力してもらっているが、民生委員は（最近では自治会によっては安易な選び方をしているため）、失礼な表現だが質的な問題がある。私は「プライバシーよりも命が大事だ」ということを主張したいと思っている。市も「地域で生きる」と言うのであれば、きちんとした取り組みを敏速にやってほしい。

(北野委員長)

地域で助けあって生きていくうえでは、「すること」と「してもらおうこと」の両方を考える必要があり、障害がある人も「してほしい」と言うだけでは済まない面がある。例えば、施設の職員が地域の消防団に入り、施設で災害があったときには利用者を助けてもらうが、地域で

火事などがあれば職員も消火に行く、という活動をしている事例もある。こうしたことを計画のなかでどう表現していけるかも、重要だと思う。

(馬場委員)

同意書はどれくらいの回収率だったのか。印象として多かったか、少なかったか。

(事務局)

障害者については4割程度の返送だった。高齢者（要介護3以上）の返送率はわからないが、これらをあわせてリストを作成している。なお、締切後に届いた同意書も追加で入力する。

(馬場委員)

自己決定なので強制はできないが、返送率が低いようであれば啓発も必要ではないか。東日本大震災が起きて関心が高くなっているので、今呼びかければ、違う回答が出てくるかもしれないと思う。

(北野委員長)

他市の委員会でも、社協と市が持っているデータが違い、「本当に支援が必要な人は誰なのか」が議論になった。そうしたことも含めてベースとなるしくみをつくり、どう広げていくかを議論してほしい。

(山村委員)

3つの案件を一括で審議してよかったのか。

(北野委員長)

時間の関係で、このようにさせてもらった。

(山村委員)

長期計画の進捗状況のなかで、移動支援事業から撤退する事業所が出てきていることが課題としてあげられているが、今後、この傾向に拍車がかかるのではないかと思う。事業所を増やしていくための方策の検討が課題としてあげられている、マンパワー不足は非常に深刻である。大阪府の話では、「制度運用は市町村の裁量・判断に委ねる部分がある」ということだったが、市として聞いているか。移動支援のように障害別のサービスにすると、対象から漏れる人が出てくる。例えば、私は車を運転している間は移動支援を受けられないが、車を運転すると両手を取られてしまうので、実際の場面では支援が必要になる。これは、移動をどう捉えるかという問題であり、移動のなかで派生する支援について、市はどう考えているのか。移動支援に限らず、支援に谷間が生じないように考えてほしい。

(北野委員長)

府が言っているのは、どのサービスのことか。

(山村委員)

移動支援である。

(北野委員長)

地域生活支援事業の移動支援は、市町村の裁量で実施するものである。市に対して、府からなんらかの指示が出ているのか。

(事務局)

地域生活支援事業で、移動支援は市町村に一定の裁量が認められるようになったが、支援費制度の時代からの基本的な枠組みや基準が、続いている現状もある。同行援護についても、国のQ&Aでは「経済活動等に関する外出や通年・長期にわたる外出は認められない」と、従来の制度との整合性が求められている。寝屋川市では、移動支援については施設への通所などにも、一定の幅を広げて認めてきており、今後も状況に応じて対応していきたいと考えている。

(山村委員)

北野委員長が当事者だったら、今の事務局の回答をどう解釈するか。私は解釈に困る。

(北野委員長)

地域生活支援事業は市町村の裁量権が大きく、国は、一切の縛りをする事は許されないと

思う。一方、同行援護は個別給付で国が費用の2分の1を負担するので、縛りが出てくる。

(山村委員)

北野委員長の話をふまえて、市の裁量はあるのか・ないのかを明確に答えてほしい。明確な基準がなければ利用者は判断できないし、事業所も非常に困る。

(朽見委員)

この委員会は計画について議論する場であり、行政に答えを求める場ではないと思う。山村委員の気持ちはわかるが、この件については、後日、個別に協議していただくとよいと思う。

(山村委員)

それで結構である。

(菅原委員)

私は体育指導員と障害者スポーツ指導員上級として活動しており、「風船バレー」の審判などもしているが、寝屋川市では参加実績がなかなか上がらず、「市民ウォーキング」や「元気夢まつり」の際にも参加者はゼロに近い状況なので、もっと参加してほしい。障害福祉課にスポーツ大会の参加を申し込んでも、文化スポーツ振興課には練習の依頼などが回ってこないのも、なぜかと思う。

(北野委員長)

そうしたことについて、計画にはどのように盛り込めばよいか。

(菅原委員)

私は市外で施設職員として働いているが、夜ならば時間を空けられるので、活動していきたい。池の里市民交流センターも障害のある利用者は1～2人だと思うので、障害者も健常者も一緒に身体を動かすよう、呼びかけてはどうかと思う。

(北野委員長)

風船バレーなどの啓発と、いろいろな時間や場所でプログラムの展開を行うということか。

(菅原委員)

個人情報の問題はあるが、スポーツ指導員の資格をもつ人が誰なのかも知りたい。

(北野委員長)

これらをどのように計画に反映するか、市で検討してほしい。

(馬場委員)

ピアカウンセリングは聴覚、視覚、難病が実施されており、他市の状況を見ても身体障害のピアカウンセリングは多いが、精神障害は少ない。当事者が相談を受けている医療機関はあるが、市としてはどう考えているのか。

(大澤委員)

ピアカウンセラーは「あおぞら」に1人おり、枚方市にも出向いていると聞いている。

(富田さん)

寝屋川市には、大阪府の養成講座を受けたピアカウンセラーはいないが、みつわ会が今年度に養成講座を実施するという企画があると聞いている。「あおぞら」では、精神病院に長期入院している人へのピアサポーターの活動をされており、先駆的な活動として、大阪府の退院促進事業に組み込まれた。また、退院を考えている人に、ひとり暮らしの人の自宅を見てもらう活動や、当事者が自分の体験を話す「BALBALクラブ」で、地域での啓発活動なども行っており、ピアカウンセラーはいないが、精神障害者のピア活動は府内でみても積極的にされている。

(北野委員長)

大阪府がわが国でのピアサポートの先進地であることは間違いないが、アメリカではメディケイドという制度のなかでピアカウンセリングが予算化され、ピアカウンセラーとして就労されている事例も、かなり出てきており、世界的なレベルで見れば高くはない。寝屋川市では精神科の病院や相談支援事業所も熱心にやっておられるので、そういう方向ですすめていただくよう、市にもお願いしたい。

(菅原委員)

9月4日に舞洲障害者スポーツセンターで風船バレーを行うので、見学に来て、来年度は寝屋川市からも参加してもらえるとよい。

(北野委員長)

これらについても、また考えていければよいと思う。

(大西さん)

災害時の危機管理に関して、和光小学校区では全世帯に対して、どのような介護が必要かも含めた調査を行い、マップも作成した。「個人情報か大事か、命が大事か」という考え方できちんと書いてもらっており、回答しない人も何人かはいたが、東日本大震災の後に出してくれた。市は個人情報をあまりに気にし過ぎているのではないか。例えば、自治会長会の名簿すらないのはいかがでしょうか。危機管理室が行った要援護者リストの同意書は、手帳所持者の4分の1だけが対象で、その4割しか返送されていないということであれば、支援が必要な人を助けるのは難しいと思う。私は以前から要介護の人を含めた全世帯の調査をすべきだと言っているが、なかなか聞き入れられない。しかし、重度でなくても介助が必要な人はいるので、市も方針をきちんとしてもらわなければいけない。

ニーズ調査の間18-②の「わからない」の選択肢は、なくした方がよいと思う。

「あおぞら」は福祉医療機構の補助金を受け、マンションを借りて退院促進の事業を行うことになったので、報告しておきたい。

(北野委員長)

最後に、副委員長にまとめていただきたい。

6 閉会あいさつ (榊田副委員長)

本日は第1回目だったが、いろいろな意見や質問をいただいた。これをふまえて次回も意見をいただき、計画を収斂させてまとめていく方向にもっていければよいと思う。

(閉会)